

取手市告示第50号

取手市出前・テイクアウト商品応援補助金（第3期）交付要綱を次のように定める。

令和3年3月19日

取手市長 藤井信吾

取手市出前・テイクアウト商品応援補助金（第3期）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のための対応による市内の経済活動の状況を踏まえ、市内の飲食店等が出前販売又はテイクアウト販売を行う際の販売価格及び経費の一部を補助することにより、市内経済の持続を図ることを目的として、予算の範囲内において取手市出前・テイクアウト商品応援補助金（第3期）（以下「補助金」という。）を交付することに関し、取手市補助金等交付規則（昭和43年規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「飲食店等」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業のうち、飲食店（中分類76）及び持ち帰り・配達飲食サービス業（中分類77）に属する店舗をいう。

2 この要綱において「出前」とは、飲食店等が調理した飲食料品を、当該飲食店等の従業員又は当該飲食店等が委任した者が注文者の指定する場所まで配達して販売することをいう。

3 この要綱において「テイクアウト」とは、飲食店等が調理した飲食料品を容器に入れ、又は包装を施して、持ち帰り用として販売することをいう。

（補助金の交付対象）

第3条 市長は、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業者に対し、補助金を交付する。

- (1) 市内において飲食店等を経営し、かつ、出前又はテイクアウトによる販売活動を行う者であること。
- (2) 第5条第1項に規定する1品当たりの補助金の対象経費と同額を差し引いた上で購入者に飲食物を提供する方式により、出前又はテイクアウトによる販売を行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する飲食店等に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 取手市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が実質的に経営を支配するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反する活動に関与しているもの
- (3) 宗教活動又は政治活動に関係するもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該各号に準ずるものとして市長が適当でないことと認めるもの

（補助対象期間）

第4条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、令和3年4月15日から同年9月30日までの間とする。

（対象経費及び額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象期間に事業者が出前又はテイクアウトにより販売した飲食物1品につき、当該飲食物の販売価格の2分の1の額又は300円のいずれか少ない額とする。ただし、当該2分の1の額に1円未満の端数が生じた場合にあつては、これを切り捨てる。

2 補助金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。

- (1) 前項の経費に実際に販売した個数を乗じて得た額（以下「補助基準額」という。）
- (2) 出前又はテイクアウトの実施に要した諸経費として、補助基準額に100分の10を乗じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、補助金の額は、一店舗当たり33万円を限度とし、1円未満の端数が生じた場合にあつては、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請及び決定）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、取手市出前・テイクアウト商品応援補助金（第3期）交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に補助金の交付を申請するものとする。

- (1) 事業（販売）計画書（第3期）（様式第2号）

(2) 飲食店等の営業に係る食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業許可証の写し（取手市出前・テイクアウト商品応援補助金交付要綱（令和2年告示第129号）第6条第1項又は取手市出前・テイクアウト商品応援補助金（第2期）交付要綱（令和3年告示第11号）第6条第1項の規定により当該営業許可証の写しを市長に提出しており、かつ、当該営業許可証の内容に変更がない場合を除く。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、取手市出前・テイクアウト商品応援補助金（第3期）交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定に当たり、必要があると認めるときは、当該決定に条件を付することができる。

4 市長は、第2項の規定による審査の結果、補助金の交付を不相当と認めるときは、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

5 第2項の規定により交付を決定した補助金の額は、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し交付する補助金の限度額を定めたものであり、実際の交付に当たっては、その限度額の範囲において、実際の売上げに基づき、次条第1項の規定による請求に基づき交付する。

（補助金の請求及び交付）

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付を請求しようとするときは、取手市出前・テイクアウト商品応援補助金（第3期）交付請求書（様式第4号）に、売上台帳（第3期）（様式第5号）又は売上台帳（個票）（第3期）（様式第5号の2）を添えて、市長に請求しなければならない。この場合において、当該請求する額に1円未満の端数が生じた場合にあっては、これを切り捨てる。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、補助金を交付するものとする。

3 補助金の請求及び交付は、前条第2項の規定により交付が決定された補助金の額の範囲内において、複数回に分割して行うことができる。

（補助金の請求期限）

第8条 補助金の請求期限は、令和3年10月31日とする。

2 前項の請求期限までに前条第1項の規定による請求が行われなかった補助金については、当該請求されなかった部分に係る請求の権利を放棄したものとみなす。

（補助事業の変更等）

第9条 補助事業者は、第6条第1項の規定により申請した内容に変更が生じたとき、

又は補助事業を廃止するときは、取手市出前・テイクアウト商品応援補助金（第3期）事業変更（廃止）承認申請書（様式第6号）に関係書類を添え、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の変更又は廃止を適当と認めるときは、取手市出前・テイクアウト商品応援補助金（第3期）事業変更（廃止）承認決定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による決定に当たり、必要があると認めるときは、当該決定に条件を付することができる。

4 市長は、第2項の規定による審査の結果、補助事業の変更又は廃止を不相当と認めるときは、理由を付してその旨を補助事業者に通知するものとする。

（報告等）

第10条 市長は、売上げの状況その他補助事業の内容について、必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告及び必要な書類の提出を求めることができる。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）売上台帳の虚偽記載その他偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反し、又は従わなかったとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

取手市長 殿

所在地
事業者名
店舗名
代表者名

取手市出前・テイクアウト商品応援補助金（第3期）交付申請書

取手市出前・テイクアウト商品応援補助金（第3期）交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて、補助金の交付を申請します。

補助金交付申請額 金_____円

- 添付書類
- ・事業（販売）計画書（第3期）（様式第2号）
 - ・食品関係営業許可証の写し
 - ・その他

※ 食品関係営業許可証の写しは、前回実施の取手市出前・テイクアウト商品応援補助金の申請の際に既に提出していて、その内容から変更がないときには、添付の必要はありません。

事業（販売）計画書（第3期）

フリガナ			所在地	
店舗名			連絡先	TEL
出前・テイクアウトの別	出前・テイクアウト・両方	出前配達エリア	市内全域 ・ 取手地区 ・ 藤代地区 その他（ ）	
1回の注文可能個数	最低 個から最高 個まで	注文受付時間	時から 時まで	
その他（定休日等）			和食・寿司・そば・洋食・イタリアン・フレンチ・多国籍・中華・ ラーメン・カレー・カフェ・その他	

[取扱商品]

No.	割引対象とする商品名	通常価格 (税込)	割引価格 (税込) 600円以上：通常価格－300円 600円未満：通常価格×1/2	補助経費 600円以上：300円 600円未満：通常価格×1/2 (1円未満切捨て)	販売 個数	補助基準額 (補助経費×販売個数)
1						
2						
3						
4						
5						
合 計 (A・上限 300,000 円)						
補助金額 (A×1.1 (1円未満切捨て)・上限 330,000 円)						

※ 取扱商品の枠が不足する場合は、適宜追加してください。

※ 補助金額の計算は、全ての補助基準額を合計してから、その額に1.1を乗じてください。(1円未満切捨て)

取 発第 号
年 月 日

様

取手市長

取手市出前・テイクアウト商品応援補助金（第3期）交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった取手市出前・テイクアウト商品応援補助金（第3期）の交付について、下記のとおり決定しましたので、取手市出前・テイクアウト商品応援補助金（第3期）交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助の条件

年 月 日

取手市長 殿

所在地

事業者名

店舗名

代表者名

印

取手市出前・テイクアウト商品応援補助金（第3期）交付請求書

取手市出前・テイクアウト商品応援補助金（第3期）交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

補助金請求額（下のC欄の額） 金 _____円

振込口座

金融機関名	銀行						本店・支店	
口座種類	1 普通		・		2 当座			
口座番号								
フリガナ 口座名義人								

A. 補助金交付決定通知書に記載された交付決定額（限度額）	円
B. 今回添付の売上台帳での補助基準額の合計	円
C. 今回の補助金交付請求額（B×1.1 1円未満切捨て）	円
D. 請求済額（今回請求分含め）	円
E. 補助金の残額（A-D）	円

店 舗 名 _____

売 上 台 帳 （第3期）

受領サイン ※購入者記入	日付	割引対象とする商品名	通常価格（税込）	割引価格（税込） （※1）	補助経費 （※2）	販売 個数	補助基準額 （補助経費×販売個数）	確認欄 ※事務局記入
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							
補助基準額の合計								

（※1） 割引価格（税込） 600円以上：通常価格 - 300円，600円未満：通常価格×1/2
 （※2） 補助経費 600円以上：300円，600円未満：通常価格×1/2（1円未満は切捨て）

店舗名 _____

売上台帳（個票）（第3期）

受領サイン ※購入者記入			日付			
			年 月 日（ ）			
割引対象とする商品名	通常価格 (税込)	割引価格 (税込) (※1)	補助経費 (※2)	販売 個数	補助基準額 (補助経費×販売個数)	
1						
2						
3						
4						
5						
確認欄 ※事務局記入				補助基準額の合計		

(※1) 割引価格 (税込) 600 円以上 : 通常価格 - 300 円, 600 円未満 : 通常価格×1/2

(※2) 補助経費 600 円以上 : 300 円, 600 円未満 : 通常価格×1/2 (1 円未満は切捨て)

年 月 日

取手市長 殿

所在地
事業者名
店舗名
代表者名

取手市出前・テイクアウト商品応援補助金（第3期）事業変更（廃止）承認申請書

補助金の交付決定を受けた標記の事業について、下記のとおり変更（廃止）したいので、取手市出前・テイクアウト商品応援補助金（第3期）交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

変更・廃止の別		変更 ・ 廃止
変更・廃止年月日		
変更・廃止の理由		
変更 の 場 合	変更事項	
	変更前	
	変更後	

添付書類 変更・廃止の内容が分かるもの

取 発第 号
年 月 日

様

取手市長

取手市出前・テイクアウト商品応援補助金（第3期）事業変更（廃止）承認決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、取手市出前・テイクアウト商品応援補助金（第3期）事業に係る変更（廃止）承認申請について、下記のとおり承認しますので、取手市出前・テイクアウト商品応援補助金（第3期）交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

変更・廃止の別	変更 ・ 廃止
変更・廃止年月日	年 月 日
承認事項	